

令和4年度香川県立病院事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県立病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度香川県立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(2) 年間患者数				
入 院	214,835 人	△	14,490 人	200,345 人
外 来	351,229 人	△	14,437 人	336,792 人
(3) 1日平均患者数				
入 院	589 人	△	40 人	549 人
外 来	1,445 人	△	59 人	1,386 人
(4) 主な建設改良事業				
病院整備事業	81,516 千円	△	36,133 千円	45,383 千円
医療器械整備事業	947,468 千円	△	78,234 千円	869,234 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 病院事業収益	29,085,930 千円		440,449 千円	29,526,379 千円
第1項 医業収益	23,384,201 千円	△	1,250,216 千円	22,133,985 千円
第2項 医業外収益	5,701,728 千円		1,688,633 千円	7,390,361 千円
第3項 特別利益	1 千円		2,032 千円	2,033 千円

	支		出	
第1款 病院事業費用	29,259,882 千円		130,158 千円	29,390,040 千円
第1項 医業費用	28,218,519 千円		155,513 千円	28,374,032 千円
第2項 医業外費用	1,028,390 千円	△	26,561 千円	1,001,829 千円
第3項 特別損失	12,973 千円		1,206 千円	14,179 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「774,604千円」を「768,919千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 資本的収入	1,782,338 千円	△	104,711 千円	1,677,627 千円
第1項 企業債	867,000 千円	△	118,000 千円	749,000 千円
第2項 出資金	758 千円	△	567 千円	191 千円
第3項 他会計からの長期借入金	44,840 千円	△	736 千円	44,104 千円
第4項 補助金	108,557 千円		20,855 千円	129,412 千円
第5項 負担金	761,183 千円	△	6,263 千円	754,920 千円
	支		出	
第1款 資本的支出	2,556,942 千円	△	110,396 千円	2,446,546 千円
第1項 建設改良費	1,028,984 千円	△	98,448 千円	930,536 千円
第2項 企業債償還金	1,442,262 千円	△	5,287 千円	1,436,975 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	85,696 千円	△	6,746 千円	78,950 千円
第4項 国庫補助金返還金			85 千円	85 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「80,000千円」を「45,000千円」に、「787,000千円」を「704,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費14,277,681千円」を「(1) 職員給与費14,434,782千円」に改め、「(2) 交際費150千円」を「(2) 交際費100千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「へき地医療拠点病院運営費補助9,126千円」を「へき地医療拠点病院運営費補助9,205千円」に、「県立病院運営費補助31,806千円」を「県立病院運営費補助31,805千円」に、「新人看護職員研修事業補助1,760千円」を「新人看護職員研修事業補助1,512千円」に、「産科医等確保支援事業費補助1,550千円」を「産科医等確保支援事業費補助1,545千円」に、「救急患者退院コーディネーター事業費補助6,482千円」を「救急患者退院コーディネーター事業費補助4,828千円」に、「香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助1,154,000千円」を「香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助3,088,749千円」に、「遠隔医療設備整備事業補助2,450千円」を「遠隔医療設備整備事業補助2,449千円」に、「ドクターヘリ導入促進事業補助8,958千円」を「ドクターヘリ導入促進事業補助9,640千円」に、「看護職員処遇改善事業補助22,081千円」を「看護職員処遇改善事業補助26,971千円」に、「へき地医療拠点病院設備整備費補助77,990千円」を「へき地医療拠点病院設備整備費補助53,823千円」に改め、「香川県感染症指定医療機関運営事業費補助12,588千円」、「指導医養成支援事業補助53千円」及び「病床機能分化連携基盤整備事業補助5,500千円」を削る。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条中「8,500,000千円」を「8,300,000千円」に改める。